

公益社団法人佐賀県トラック協会への入会について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、貴社におかれましては貨物自動車運送事業の許可（事業計画変更認可）を受けられましたことを、心よりお慶び申し上げます。

さて、当協会は、関係行政機関並びに関係諸団体との緊密な連絡体制を促進し、事業の健全化・適正化と公共の福祉に寄与し、輸送秩序の確立及び社会的地位の向上を図ることを目的とし、諸事業を行っているところでございます。

つきましては、当協会設立の趣旨に基づき、ご理解を賜り会員として入会して頂きたくお願い申し上げます。

今後、更に厳しい経済環境と社会環境の中で企業経営を発展させるため、積極的に諸事業活動に参画しながら、運送事業の社会的経済的発展を目指し、活力ある事業展開を推進し、業績の向上に邁進されますよう要望致します。

尚、提出書類及び入会金・会費等の内容につきましては、下記のとおりですのでよろしくお願い致します。

記

1. 提出書類 入会申込書 2 通

2. 入 会 金 1 0 0 , 0 0 0 円

3. 会 費 (1) 均等割

一 般 会 員：月額 1, 8 0 0 円

霊柩事業会員：月額 1, 5 0 0 円

(2) 車両割（届出車両配置台数）

普 通 車：1 両月額 4 4 0 円（最大積載量 2 トン超車両）

小 型 車：1 両月額 3 1 0 円

（最大積載量 2 トン以下または 4 ナンバー）

け ん 引 車：1 両月額 3 5 0 円

被けん引 車：1 両月額 2 5 0 円

霊 柩 車：1 両月額 1 7 0 円

4. 会費計算及び納入時期、納入方法

① 2 ヶ月毎（5 月 25 日、7 月 25 日、9 月 25 日、11 月 25 日、1 月 25 日、3 月 25 日）

※ただし、25 日が休日であれば、その翌日以降の月曜日

② 会費計算は、毎年 上半期 4 月 1 日現在、下半期 10 月 1 日現在 における車両台数に応じて計算し、半期分の請求書を発行します。

③ 納入方法は、原則、口座引き落としをお願いします。（取引銀行については、別紙を参照してください。）

新規貨物自動車運送事業者の皆様へ

(公社) 佐賀県トラック協会及び同支部への加入について

公益社団法人佐賀県トラック協会は、トラック運送事業の健全な発展を促し、社会的・経済的地位の向上を図るため、佐賀県内の運送事業者（約520社）で組織する公益社団法人です。

県内方面別に8つの支部があり、協会に加入されますと

◆毎月発行の広報誌「SAGAトラック時報」をはじめ、協会からの連絡、各種情報の提供

◆運輸事業振興助成金等を活用した各種助成事業

◆各種講習会、セミナー等への参加

◆増減車、役員変更届手続等に伴う指導

など、幅広く協会サービスが受けられます。

また、会員相互の情報交換と親睦等も図ることができます。

是非、佐賀県トラック協会及び地元支部へのご加入をお勧めいたします。

陸運労災防止協会佐賀県支部への入会について

◆入会金は無料

◆年会費は年間労働者1名につき100円

①労働者が10名以内の場合は、一律年間1,000円

労働者が11名以上の場合は、100円×労働者数

②毎年10月1日現在で、労働者数調査を行い、会員事業者の申告により労働者数を確定します

※労働数についてのご注意

ア ここにいう労働者数は、役員・パート・アルバイトを除く従業員

イ 多事業にわたっている事業者は、運送部門に従事する従業員人数

ウ 県内に複数の営業所がある事業者は、全営業所における運送部門の従業員の合計数

③中途入会の場合も、年会費を徴収致します

※12月ころ、ご請求を致します

※3月入会の場合、年会費徴収は致しません

◆陸災防佐賀県支部で実施する登録講習（フォークリフト等）・安全教育の受講

料について、最高10,000円が助成（佐賀県トラック協会）されます

※入会されますと、優先的に受講予約が可能となります

◆労働災害防止に関する情報提供、各種表彰制度がございます